

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とします。

令和7年1月20日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定業務委託（概算契約）

(2) 目的

本区は平成28年10月にかげ・擁壁等防災対策方針を策定し、今後発生が懸念されるがけ・擁壁の崩壊による土砂災害に備え、区民の生命と財産を守るための施策の方向性を示した。この方針に基づき、がけ・擁壁の安全性を高めるための施策を実施してきたところである。

方針の策定後も国内では大規模地震や豪雨の発生により、多数の宅地で甚大な被害が発生し、宅地擁壁の倒壊が多く見られている。国土交通省は令和4年4月に「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」を作成・公表し、健全度の低い宅地擁壁の実態把握と、地方公共団体から宅地所有者に対して指導・助言、予防保全対策を講じることにより、宅地防災の推進を図るものとしている。

方針策定から8年余りが経過した今、現行施策が国や都の施策の動向や社会情勢の変化、区内のがけ・擁壁の実態に即した内容であるかについて評価・検証を行い、庁内検討を進め、方針改定を行う。

(3) 業務内容

《令和7年度委託概要》

①がけ・擁壁の現地調査

「1(3)対象のがけ・擁壁」について、令和6年度机上抽出調査結果をベースにしながら、現地調査を行う。なお、公有地、公園、河川等に面するがけ・擁壁も調査対象に含む。

ア 調査対象箇所

1,400箇所（想定）

イ 調査内容

(ア) 基礎調査

(イ) 健全度判定

(ウ) 対象外となるがけ・擁壁の扱い

高さ2M以上かつ傾斜度30度以上に該当しないがけ・擁壁は、現地調査対象外であるため、現地調査リストに対象外であることが分かるように明記し、がけ・擁壁マップの該当部分を削除すること。また、机上抽出調査と現場調査の結果を比較するリストを作成し、机上抽出調査の精度の検証を行うこと。

(エ) 新たに対象となるがけ・擁壁の扱い

現地調査リストに記載がないが、高さ2M以上かつ傾斜度30度以上に該当するがけ・擁壁は、調査対象に含める。現地調査リスト及びがけ・擁壁マップに追加の記載をして、基礎調査及び健全度判定を行うこと。

② 現行施策の評価・検証

「平成27年度世田谷区急傾斜地等の安全対策に関する調査及び検討業務委託」、「がけ・擁壁抽出業務報告書（令和6年度版）」及び令和7年度「がけ・擁壁の現地調査」の結果に基づき、現行施策の評価・検証を行う。

③ 法令等や関連計画等の把握・整理及び他自治体の施策に関する調査と世田谷区施策との比較・検証・評価

法令等や国、都及び世田谷区の関連計画等を把握し、本方針に関する事項について整理する。また、東京都、都内他市区、神奈川県内の政令市・中核市のがけ・擁壁等の安全性の向上を促進するための施策について調査し、世田谷区施策との比較・検証・評価を行う。

④ 世田谷区における現行施策の継続効果や新たな施策の検討・提案

⑤ 改定素案の作成

「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針（平成28年10月）」、「がけ・擁壁抽出業務報告書（令和6年度版）」及び本調査結果を踏まえ、令和8年度の業務委託当初に必要な、現行方針の改定素案を作成する。改定素案には、区が指定する特定テーマを記載することを条件とする。

⑥ 定期的な打合せ・資料作成・議事録作成及び関係所管との協議支援

本業務を適正かつ円滑に実施するため区担当課と定期的な打合せ（月1回程度）及び現地調査の進捗を共有するための打合せ（月2回程度）を行う。打合せは原則対面とし、管理技術者の出席を必須とする。

また、打合せ等においては業務進捗報告のための資料を作成し、打合せ後は議事録を作成し速やかに区へ提出する。また、関係所管との協議に必要な資料等の作成を支援する。

※令和7年度会議等の予定（詳細は別紙2参照）

定例会 30回程度、検討委員会・作業部会 9回程度

⑦ 業務報告書（令和7年度）の作成

本年度の業務をまとめ、業務報告書（令和7年度）を作成する。作成にあたっては、特定テーマを始め、令和7年度中に検討した内容全てについてまとめて掲載する。

⑧ 工程の管理

工程に遅れがある場合は、担当者を増員し、工程どおり完了するように対応すること。

≪令和8年度委託概要（想定）≫

①施策の評価・検証・検討の修正

令和7年度行った施策の評価・検証・検討の結果（業務報告書）をもとに、関係所管との協議を行い、意見をもとに修正を行う。

②区民意見募集・関係所管との協議開催・事前打合せ・資料作成・議事録作成

区民意見募集、関係所管との協議、事前打合せ（随時）、資料作成等、がけ・擁壁等防災対策方針改定案の作成にあたり必要な業務を実施する。また、議事録を作成し、速やかに区へ提出する。

※令和8年度会議等の予定

定例会 12回程度、検討委員会・作業部会 9回程度

③世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定案の作成

上記①・②を踏まえ、がけ・擁壁等防災対策方針改定案（概要版を含む）を作成する。

④報告書の作成

委託期間を通して業務をまとめ、報告書の作成を行う。

（7）履行期間

令和7年度契約 契約日から令和8年3月20日（金）まで（予定）

令和8年度契約 契約日から令和9年3月19日（金）まで（予定）

良好な履行状況及び予算配当を条件として単年度ごとに令和8年度まで随意契約を締結する予定がある。

2 提案限度価格

令和7年度 44,000,000円（消費税込み）

なお、現地調査の部分については、対象擁壁と対象外擁壁でそれぞれ単価を設定し、対象擁壁と対象外擁壁の件数に単価を掛けた概算契約とする。

3 参加資格

次の要件を満たす法人であること。

- （1）世田谷区において入札参加資格を有していること。
- （2）世田谷区から指名停止及び入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- （3）「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- （4）個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。
- （5）都道府県民税・市町村民税を滞納していないこと。
- （6）「会社更生法」（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立

て又は「民事再生法」(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。

(7) 平成31年度以降に官公庁が発注した同種業務(がけ・擁壁に関する解析業務を踏まえた調査及び方針等の改定)の完了実績がある者。

(8) 空間情報総括監理技術者の資格を持つ者を雇用していること。本業務は令和6年度机上抽出調査の結果(GISデータ)を使用するため、GISデータに関する内容について助言ができる体制ができること(契約締結後、雇用関係が分かる書類の写しを区担当者に提出すること)。

(9) 技術士(建設部門:土質及び基礎又は河川・砂防及び海岸・海洋)もしくはRCCM(地質又は河川・砂防及び海岸・海洋)の資格を持つ者を雇用し、1名以上を含む体制で業務にあたること。また、本業務の管理技術者の要件とする。

(10) 世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定業務委託プロポーザル業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

※委員長：防災街づくり担当部長 山梨勝哉

委員：都市整備政策部建築審査課長 林克洋

委員：防災街づくり担当部防災街づくり課長 小野道寛

委員：防災街づくり担当部市街地整備課長 鈴木典康

委員：みどり33推進担当部公園緑地課長 岸本隆

4 審査の進め方

受託候補者の選定は、審査委員会を設置し、業務提案書やヒアリング等による審査を踏まえて実施する。

①実績評価(書類審査)

参加者の業務実績の観点から客観的審査を行う。

②提案評価(ヒアリング審査)

- ・提案評価実施予定日：令和7年3月28日(金)
- ・提案書等の内容について、配置予定の統括責任者及び主任担当者にヒアリングを実施し、審査する。
- ・審査会場、時間等の詳細については、提案評価対象者に別途通知する。

5 手続等

(1) 担当部署

世田谷区防災街づくり担当部市街地整備課

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1丁目20番1号

電話：03-6432-7158 FAX：03-6432-7982

電子メールアドレス sea02039@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の配付期間、配付方法

①配付期間：令和7年1月20日（月）から1月31日（金）午後5時まで

②配付方法：ア 上記（1）にて窓口配付

土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

イ 世田谷区ホームページよりダウンロード

世田谷区トップページ→検索メニュー→契約・入札情報→発注情報→現在実施中のプロポーザル情報→住まい・街づくり・環境に掲載

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び提出方法

①提出期限：令和7年1月31日（金）午後5時（必着）

持参の場合は、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時

②提出先及び方法：本件担当部署へ郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）又は持参（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(4) 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

①提出期限：令和7年3月6日（木）午後5時（必着）

持参の場合は、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

②提出先及び方法：本件担当部署へ郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）又は持参

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金は、免除である。

(3) 契約書作成の要否は、要である。

(4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先と随意契約により締結する予定の有無：無

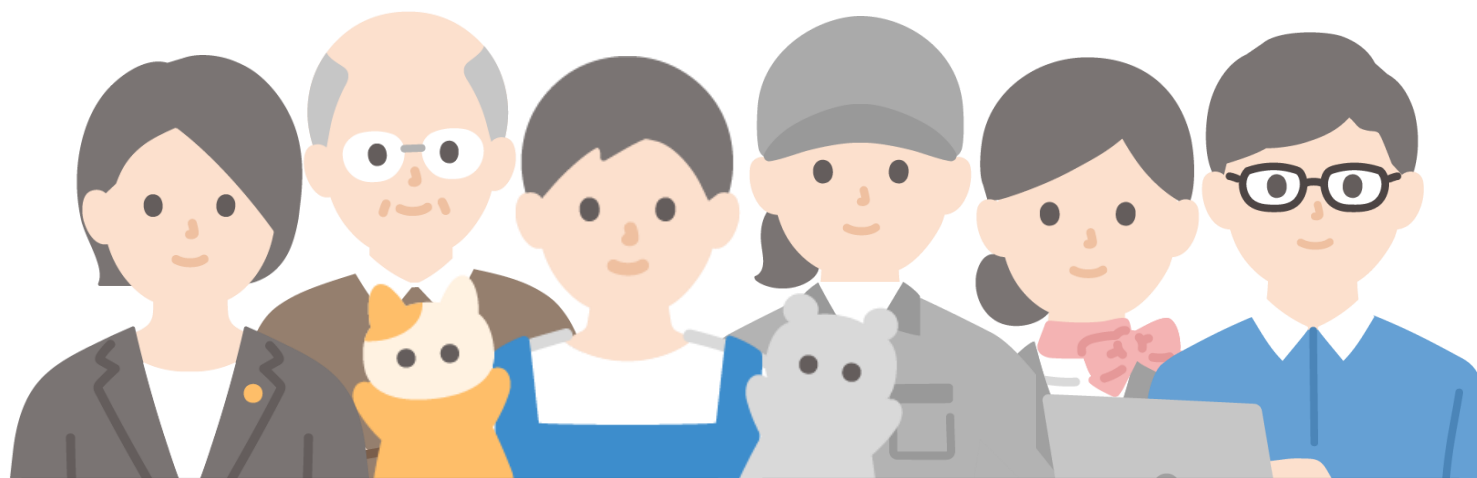
(5) 関連情報を入手するための照会窓口：下記「本件に関する問い合わせ先」のとおり

(6) 区は、この案件に参加する意思を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、提案書を特定した理由（審査結果等）を、公表することができるものとする。

(7) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙を確認すること。

(8) 詳細は説明書による

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
 電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
 FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型わく工	3,188円
普通作業員	2,699円	さく岩工	3,783円	大工	3,060円
軽作業員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左官	3,273円
造園工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配管工	2,869円
法面工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	はつり工	3,039円
とび工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防水工	3,634円
石工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板金工	3,443円
ブロック工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サッシ工	3,230円
電工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内装工	3,326円
鉄筋工	3,284円	高級船員	3,889円	ガラス工	3,177円
鉄骨工	2,975円	普通船員	3,135円	建具工	2,859円
塗装工	3,475円	潜水士	5,015円	ダクト工	2,869円
溶接工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保温工	2,784円
運転手（特殊）	3,071円	潜水送気員	3,560円	設備機械工	2,805円
運転手（一般）	2,508円	山林砂防工	3,262円	交通誘導員A	2,019円
潜かん工	3,730円	軌道工	5,780円	交通誘導員B	1,764円
				上記以外の職種	1,460円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年12月19日告示によるものです。

適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。